



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

外ヶ浜町長 山崎 結子



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
外黒山地区（外黒山、蟹田、中師）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 2 月 6 日
3. 地域の人と農地の現状  
外黒山地区では、地域の中心となる経営体として個人 3 名（うち 2 名は認定農業者）と認定農業者で農事組合法人「外黒山ファーム」が位置づけられているが、地域における担い手は十分ではない状況にある。  
また、農地について、平成 9 年度着手のほ場整備事業により区画整理された農地(32.9ha)を始めとし、農地所有者や離農希望者の把握に努め、農地中間管理機構を活用した農地の集積を促進している。
4. 今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況  
1 法人、3 個人
5. 4 から見た地域における中心経営体の確保状況  
中心経営体はいるが十分ではない
6. 農地中間管理機構の活用方針  
地域の農地所有者及び農業リタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

## 7. 今後の地域農業のあり方

- ・外黒山地区の農地利用は、「2. 今後の地域の中心となる経営体」に記載の組織、個人が中心となって担っていく。
- ・収益の確保及び生産経費の削減など農業経営の改善に取り組み、経営の安定化を図る。
- ・大区画ほ場における農作業の効率化を図り、高収益作物の導入や需要に応じた作物への取組により、収益の向上を図る。
- ・中心となる経営体への農地集積等により、集落ぐるみの農業生産体制の構築を図るとともに、雇用等による担い手の育成・確保に取り組む。
- ・他の集落や関係団体等と連携した農産物の加工・販売や地産地消の推進等を通して地域の活性化を図る。